

社会福祉法人あすなろ会

所在地：鳥取市

業種：医療, 福祉業

労働者数：998人（平成28年8月30日現在）



認定日 平成28年10月7日

行動計画の内容・取組状況

計画期間 平成23年8月1日～平成28年7月31日（5年・第3期目）

目 標

1. ①育児休業等に関する法律や法人規定の内容の全職員への周知
②計画期間中の男性職員1名以上の育児休業取得
2. 年次有給休暇の取得の促進の為の周知

対 策

1. ①育児休業等に関する規定等に関するパンフレットの作成及び配布
②男性職員が育児休業を取得しやすくなる職場環境づくり
2. ①年次有給休暇制度の周知
②年次有給休暇の取得状況の分析
③年次有給休暇取得について各施設長の関心を高めること

取組状況

1. ①育児休業等に関する規定を整理したパンフレットを作成し、職員に掲示及び配布した。
②育児休業等に関する法律や制度について社内LANにより全職員に周知した。
③育児休業等に関する規定を含む就業規則等をまとめた職員必携を作成し全職員に配布した。
④上記①から③により、男性職員が育児休業を取得しやすくなる職場環境づくりに取り組んだ。
2. ①就業規則を全職員に配布し、年次有給休暇制度を周知した。
②施設ごとに過去3年間の年次有給休暇取得状況をまとめ、その結果を各施設長に一覧表にしてフィードバックした。
③年次有給休暇取得状況を施設長会で検討し、取得率が高い施設が取り組んでいる誕生日に年次有給休暇を取得する「誕生日休暇」を法人全体で実施すること、年次有給休暇取得を促進することを施設長会で決定した。
④「誕生日休暇」の法人全体での実施は平成28年4月からであるが、今期の行動計画終了までに99名が取得した。

行動計画中の育児休業等の取得状況

- ◎ 男性の育児休業の取得・・・3人
- ◎ 女性の育児休業の取得・・・97.3%（休業取得者／出産者）

社会福祉法人あすなる会



所在地：鳥取市

業種：医療・福祉業

労働者数：928人（令和6年8月22日現在）

認定日 令和6年9月5日

くるみん認定

◆計画期間

平成23年8月1日～平成28年7月31日

（5年間）

平成28年10月7日 くるみん認定

取組の状況

- ◆従前より不妊治療を休職事由として認めていたが、より利用しやすくするため令和6年7月に「不妊治療休業」として新たに制度を規定。
- ◆通院治療に利用できるよう、半日及び時間単位で年次有給休暇の取得することができる制度を整備。
- ◆理事長より不妊治療と仕事との両立をサポートする制度を見直し、入社した職員が長く勤めることができる制度を周知し、誰でも気がねなく使える職場づくりに取組むメッセージを発信。
- ◆両立支援サポートに関わる相談窓口を設置。
- ◆制度の申出、取得を理由に不利益取り扱いを行わないことやハラスメントを禁止する方針を周知。
- ◆両立支援窓口担当者を対象に仕事と不妊治療の両立について研修を実施し、制度の理解を深め各施設で周知ができるよう取り組んだ。

プラス認定について

- ◆不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場づくりに取り組む企業が、くるみん認定基準を満たしたうえで仕事と不妊治療の両立に関する取組に関する認定基準を満たした場合に認定される。
- ◆令和4年認定基準改正の経過措置として、令和4年3月31日までにくるみん認定を受けた事業主は、不妊治療と仕事との両立に係る認定基準を満たしていれば、くるみんプラス認定を受けることができる。

☆認定企業からのメッセージ

○当法人は、「縁あってあすなる会に入ってくれた職員にできるだけ長く勤めてもらいたい」という思いから、働きやすい職場環境の整備に力を入れています。子育て、介護、治療など仕事との両立支援を必要とする職員はさまざまですが、不妊治療を理由とした退職の相談があったことを契機に、2015年4月から不妊治療を休職制度に規定して支援してきました。そしてこの度、令和6年7月にはすべての職員が利用できる「不妊治療休業」として新たに規程を整備しました。今後も職員のニーズを把握しながら、安心して長く働きやすい職場づくりに努めてまいります。

○職員の感想：「働きながら治療を受けることはなかなか大変だった。急に受診しないといけないこともあり負担が大きかった。そんな時に、制度があると教えていただき、治療に専念できとてもありがたかった。」

左から順に

社会福祉法人あすなる会 理事長 濱崎 淳子様

鳥取労働局 平川局長

